

## 【「財務書類作成要領」に係る検討項目】

(検討項目 1－4)

## ソフトウェアの対象範囲

## 1. 報告書における記載内容

102. ソフトウェアは、研究開発費に該当しないソフトウェア制作費であって、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものをいう。計上価額は、当該ソフトウェアの取得に要した費用(過去に遡って算出することが困難な場合は、5年間の開発費等の累計)を資産価額とし、定額法による減価償却を行い、当該減価償却費相当額を控除した後の価額とする。なお、ソフトウェアの範囲に関しては、実態の把握を行い、地方公共団体に適合した会計上の定義・要件を要領等において整理する。

## 2. 検討項目に対する考察

地方公共団体における主なソフトウェアとしては、財務会計システム、税務システム、住民基本台帳システム等があり、これらのうち、当該地方公共団体が所有等するものについては計上する必要があるが、一方で、将来の費用削減と無関係な映像ソフトのようなものまで計上する必要はないのではないか。(別紙参照)

## 3. 処理案の方向性

「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月)の188段落における定義を基本としつつ、定義・要件についてさらに整理することとしたい。

## 【参考】新地方公会計制度実務研究会報告書(平成19年10月)

188. ソフトウェアの価額算定については、以下による。
- ① 研究開発費に該当する場合は、資産計上しない。
  - ② 研究開発費に該当しないソフトウェアの取得・制作費については、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合、当該ソフトウェアの取得に要した費用(過去に遡って算出することが困難な場合は、5年間の開発費等の累計額)を資産価額とする。
  - ③ ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合とは、①当該ソフトウェアを利用することにより、利用する前に比べ人件費の削減効果が確実に見込まれる場合 ②システムを採用することにより入力作業等の効率化が図られる場合 ③従来なかったデータベース・ネットワークを構築することにより今後の業務の効率的・効果的に行える場合 ④市場で販売しているソフトウェアを購入し、かつ、予定した使途に継続して利用することにより今後の業務を効率的・効果的に行える場合、等が考えられる。
  - ④ ソフトウェアの開発費が、ハードウェア及びソフトウェア一括契約、保守料を含む委託契約等により、把握することが困難である場合には、物品として把握されているハードウェアの価額を控除した額を「ソフトウェア」として計上する。

## 地方公共団体における主なソフトウェアの例

- ・戸籍システム
- ・住基ネットシステム
- ・生活保護システム
- ・介護保険事務処理システム
- ・児童手当システム
- ・財務管理システム
- ・市民税・固定資産税等電算業務システム
- ・滞納管理支援システム
- ・公営住宅システム
- ・図書館情報システム
- ・会議録検索システム
- ・消防情報支援システム

(検討項目 1-8)

資金収支計算書の業務活動収支と  
純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

1. 報告書における記載内容

261. また、貸借対照表に係るものとして次の⑨から⑩までに掲げる事項を、資金収支計算書に係るものとして次の⑪から⑫までに掲げる事項をあわせて記載する。なお、前年度末歳計外現金残高、歳計外現金増減額、会計年度末歳計外現金残高及び会計年度末現金預金残高について、資金収支計算書の欄外に記載する。

⑯ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳  
(検証を行い、実務負担を踏まえた上で注記するかを整理する)

2. 検討項目に対する考察

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳を記載することによって、現金主義会計の補完として財務書類を整備する意義がより明らかになるものであり、その有用性が認められる。

実際に当該内訳を注記として記載している地方公共団体も既に存在しており、実務負担は大きくないとの意見もあるため、作成手順を示せば、実務負担についても許容される範囲内となるのではないか。

3. 処理案の方向性

以上を踏まえ、資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳を資金収支計算書の注記として記載することとしてはどうか。なお、その具体的な様式や作成手順については、さらに調整した上で示すことしたい。

## (検討項目 1－9)

### 一時借入金の実績額の取扱い

#### 1. 報告書における記載内容

261. また、貸借対照表に係るものとして次の⑨から⑯までに掲げる事項を、資金収支計算書に係るものとして次の⑰から⑳までに掲げる事項をあわせて記載する。なお、前年度末歳計外現金残高、歳計外現金増減額、会計年度末歳計外現金残高及び会計年度末現金預金残高について、資金収支計算書の欄外に記載する。
- ⑳ 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額、実績額及び利子の金額（実績額については、有用性等を踏まえた上で注記するかを整理する）

#### 2. 検討項目に対する考察

基準モデルにおいては、一時借入金の限度額及び利子を注記として付記することとされているが、これらに加えて実績額を付記することで、一時借入金に関する情報の一覧性が向上することになる。

また、一時借入金の現在高（実績額）については、地方自治法第 243 条の 3（財政状況の公表等）の規定により、既に毎年 2 回以上公表されているところであり、これを付記することとしても、許容される実務負担の範囲内なのではないか。

#### 3. 処理案の方向性

以上を踏まえ、一時借入金の実績額についても、資金収支計算書の注記として付記することとしてはどうか。

【参考】地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（財政状況の公表等）

第 243 条の 3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2・3 略